

平成 29 年度第 1 回滋賀県環境審議会廃棄物部会会議概要

1 . 開催日時

平成 29 年 8 月 22 日 (火) 14 : 00 ~ 15 : 20

2 . 開催場所

環びわ湖大学・地域コンソーシアム セミナー室

3 . 出席委員

池田委員 (代理 : 中川氏)、金谷委員 (部会長)、桑野委員、芝原委員、橋本委員、秀田委員 (代理 : 清丸氏)、松四委員、森委員 (代理 : 浦戸氏)、山本委員 (50 音順)

4 . 議事概要

旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画 (変更案) について

- ・ 事務局から資料に基づき説明

(委員)

- ・ 地元の自治会および栗東市等に対して、事業計画の変更に対する説明や情報の開示は終えているか。

(事務局)

- ・ 市を含めた地元との連絡協議会を年 4 回以上開催している。今年 3 月の協議会では、矢板設置の際に大きな鋼材が出土し、工事の支障となっていることを説明した。6 月には矢板設置工法の説明を行ったが、特に反対意見などはなかった。県の常任委員会での説明のタイミングに合わせて、8 月には自治会長に費用の報告も行ったところ。9 月にも協議会の開催を予定しているので、その際にも地元の意見などをお聞きしたい。

(委員)

- ・ 資料 1 の 5 頁に記載の廃棄物の飛散・流出といった支障等について、現在は起きていないのか。8 年の工期の間にどのようなプロセスで支障を除去していくのか。

(事務局)

- ・ 支障の除去については資料 1 の 7 頁にあるとおり、8 年間の年度別計画に基づき実施するが、廃棄物の飛散や悪臭等の支障除去については、平成 32 年度に計画しているキャッピングによって完了となる。
- ・ 悪臭等の発生は現状ではないが、工事により騒音や振動が発生する可能性があるので、常に近隣住宅団地境界でモニタリングをしながら工事を進めていく。ただし、

現状ではキャッピングが十分にされていないため、強風により小さなビニール片等が飛ぶ可能性があることは御理解いただきたい。

- ・ 地下水汚染対策については、参考資料 1 の 8 頁のグラフを参照いただきたい。平成 25 年 7 月の調査では環境基準を超過している地点が 19 項目・地点あったが、平成 29 年 1 月には 6 項目・地点まで減少しており、工事の成果が一定あったと思われる。今後はこの 6 項目・地点がなくなるよう工事を進める。
- ・ 遮水工事は現在左上半分が完了し、残りが完了すれば場外への汚染水流出はなくなる。また、ヒ素やホウ素等の環境基準の超過については、1.1 倍～4 倍程度の範囲で収まっている。

(委員)

- ・ 資料 3-2 の 66 頁の 2 の実施予定期間の表現で、支障除去の目標というのは資料のどこに対応しているのか。わかりづらいので、明確に記載すべき。また、早期に目標を達成した場合には、平成 34 年度に事業が終了すると記載されているが、未達成の場合はどうなのか。
- ・ 同頁の表 3-6 について、平成 32 年度に廃棄物や汚染物の除去が完了できれば、汚染の原因が無くなるため、その後は雨水を処理する必要がなくなり、モニタリング調査も 2 年経過した平成 34 年度に完了する予定という理解で良いか。

(事務局)

- ・ 廃棄物の飛散防止、悪臭の防止の達成に向けては、平成 32 年度にキャッピング工事をして完了する。
- ・ 地下水の汚染については、平成 32 年度までに遮水工事を行い、場外に汚染水が流出しないようにし、地域の住民の方々に対して地下水汚染が起きないようにする。また、環境基準を超過した水を場外に流出させるわけにはいかないため、当面は浸透水処理施設で処理した後に下水道に流す必要がある。一般的に、廃棄物処分場の水を河川に流せる水質まで改善するには 20 年から 30 年かかるので、今後も続けていく必要がある。産廃特措法の期間が平成 34 年度までなので、それまでに何をするかという計画を立てた。この計画は平成 34 年度までにモニタリングを完了する必要があるが、これとは別に地元との約束で工事終了後 5 年間モニタリングを行うこととなっている。そのため計画に加え 3 年間 (平成 37 年度まで) モニタリングを実施する。また、モニタリングの結果、工事の効果がなければ、再度掘り返し等の工事をする事となっている。

(委員)

- ・ この計画は、平成 34 年度までに浸透水処理施設に入る水が処理の必要のない水になるというわけではなく、あくまで外部への流出を無くすということによいか。

(事務局)

- ・ そのとおり。

(委員)

- ・ 資料1の7頁について、工事完了後、雨水は浸透水処理施設と場外排水路に流れると思うが図面で説明いただきたい。

(事務局)

- ・ 図面の右上が高低差が高くなっており、表面水はすべて左下の洪水調整池に集まって場外排水路に流れる。
- ・ 浸透水は洪水調整池の下に貯留層があり、そこに貯まる汚染水を揚水ピットから吸い上げ、右上の水処理施設に流して処理してから下水道に流す。

(事務局)

- ・ 図のグレー色のアスファルト舗装箇所および緑色のキャッピングした法面部分は水が浸透しないので、すべて洪水調整池に流れ込む。
- ・ 覆土の部分については大部分が表面水として流れるが、一部浸透する水については揚水ピットに流れ込み、浸透水処理施設へ吸い上げる。

(委員)

- ・ 図面上は平坦になっているが、実際の勾配はどうか。

(事務局)

- ・ ほとんどが平坦。覆土部分は平坦で、法面部から下がっている。

(委員)

- ・ 覆土になっているところは有害物が撤去されるが、ガス抜き管は必要ないのか。

(事務局)

- ・ 平成27年度～30年度の図で、底面遮水工をするピンク色の箇所にすべて水を集めるようにし、ここで相当数のガス抜き管を排水管に接続し、そこからガスを抜く。

(委員)

- ・ 現時点の計画で、不確定な部分あるいはやってみないとわからないところはあるのか。それとも計画どおり進めれば何も問題はないのか。

(事務局)

- ・ かなりの頻度でボーリング調査を実施しているため、計画上はおおよそその実態はつかめていると思っている。ただし、地元の方や(最終処分場の)元従業員の話では、右下のピンク色の左の部分にドラム缶が埋められている可能性があるとのことなので、掘削することが決定している。掘削する中でどれほどの量のドラム缶が埋め

られており、何がでてくるのかは予想ができない。

(委員)

- ・ 説明いただいた工法(オールケーシング工法)について、鋼管を刺し込んで中を抜き戻すことを何度も繰り返した後に矢板を打つのか。

(事務局)

- ・ 資料2の9頁について、工法は直径が約1.5~2mで刃が付いた鋼管を回転させて地中を掘り、その中の土と廃棄物をハンマクラブですくい上げ、代わりに砂等を入れて砂の柱を地中につくるというもの。そして廃棄物がなくなった砂の柱に矢板を打つ。

(委員)

- ・ その工事は騒音がすごいのか

(事務局)

- ・ 都市部でも行われており、極端に騒音を発するものではない。

(委員)

- ・ 本来であれば破碎して埋められるべき大きな鋼材やコンクリートが掘り出されているが、これらはいつ埋められたものか。県が指導をしている状況の際に持ち込まれたのか、もっと以前なのか。

(事務局)

- ・ 最終処分場として許可したあとに持ち込まれたもの。鉄くずは通常は処理としてはまとめて売却処分となるが、各建設現場で設置されるコンテナに様々な廃棄物が混載され、持ち込まれて埋められたと推察される。

(委員)

- ・ 二次対策事業に要する費用が約70億円から約81億円に変更になるとのことだが、今後も同じような形で増えることはないのか。

(事務局)

- ・ 今後絶対に増えないとは言えないが、現時点で想定できることは可能な限り計画に盛り込んだため、これ以上はないと思う。工事を進めるうえで多少の増減はあると思うが、81億円の上限の中で納めるようにしたい。

(委員)

- ・ 資料「旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業実施

計画（変更案）について」の2頁「(2)事業に要する費用の総額について」では、本工事費が増額となった半面、他の費用が減額している。何か工夫をしたのか。

（事務局）

- ・ 委託料（廃棄物運搬・処分費）について、廃棄物土は選別して廃棄物と廃棄物が含まれない土に分ける。廃棄物が含まれない土については300 m³毎に環境基準を計測し、基準内であれば埋戻しを行う。基準超過であれば場外処分する。基準超過の割合を約10%と見込んでいたが、今のところ2%程度であるため、処分量が少なかった。また、処分費用を定価に近い額で設計していたが、実際は入札金額が低く、差額が発生している。この状態が続けばもう少し費用が減額となる。
- ・ モニタリング費についても、項目数と地点数が少なくなり、また入札差額が発生したことで減額となっている。

（委員）

- ・ 工法を変更したことと実績ベースで費用を見直したことは別であり、差引きすると11億円の増額になったという事か。

（事務局）

- ・ そうである。

（委員）

- ・ 一次対策工事で採掘した結果、79個のドラム缶が出てきたということだが、中身は何だったのか。

（事務局）

- ・ 中身はドロツとしたタールピッチの類であり、問題はなかった。微量のPCBが検出されたものがあったが、それについては再度調査を行い処分方法を検討する。

（委員）

- ・ 周辺地下水の水質モニタリングについて、工事後安定化するまで年4回実施することだが、どこをどれぐらいの期間モニタリングするのが重要。特に透水層がむき出しになることで残物質が拡散することが問題となっているが、その透水層の延長上にあって層を掘り抜いている井戸をモニターとして選んでいるのか。また、帯水層の透水係数と動水勾配により水の移動速度が決まるので、それに見合ったモニタリング期間になっているのか。

（事務局）

- ・ 参考資料1の2頁の調査地点図のとおり、浸透水、Ks3層、Ks2層とそれぞれの層に井戸を設置して調査を行っている。十数年ここで調査を行っており、今後もここ

でモニタリングを継続する。地下水の流れは図の右上から左下に向かって流れており、図の左下にある Ks2 と Ks3 が一緒になった K-1 で最終的な調査を行う。

(委員)

- ・ 資料 3 - 3 の 80 頁の変更案の表 3 - 7 (2) において、本工事費が 5,588 百万円となっているが、内訳はどうなっているか。費用としてはここが膨らんでおり内訳を示す必要はないか。

(事務局)

- ・ 現時点では設計書を現行計画の費目で分けて作成していないので、現行計画のような内訳を示すことが難しい。そのため本工事費として一本にまとめたのが実情である。

(委員)

- ・ 本工事費の内訳を示す事が難しければ、カッコ書きで含まれる費目を入れ込んだらどうか。
- ・ 現行計画と変更案で費目名が異なるものがあるので、国が定める表現方法が変わった等の事情がなければ、合わせた方がよいのではないか。

(事務局)

- ・ 御指摘のとおり対応する。

(部会長)

- ・ 今回の審議の中で、変更案自体への修正意見としては
計画の目標をわかりやすく記載すべき
現行計画と変更案で、費目名を統一する。変更案で本工事費の内訳を示す事が難しければ、カッコ書きで含まれる費目を入れ込む
であった。
- ・ 他には、内容に対しての質問はあったが、変更案そのものについての意見はなかったように思う。事務局の回答により疑問は解消されたように思う。

(事務局)

- ・ 本日審議いただいた以外の御意見や御質問がある場合は、意見書様式により 8 月 28 日 (月) までに事務局まで送付いただきたい。

(部会長)

- ・ 本日の部会での意見と様式による意見を取りまとめて意見書案を作成し、次回の部会で決定する。